

経済同友会 コーポレート・ガバナンス改革に関するアンケート調査

このアンケートは、経済同友会ご所属企業の代表の方、お一人にお送りしています。
回答内容について、個別のご回答者名や企業名を外部に公表することは一切ありません。
ご回答を別紙「回答用紙」にご記入の上、2月13日(金)までに、事務局までFAX送付
いただきますようお願い申し上げます。
経済同友会事務局 FAX: 3212-3774

最初に、貴社についてお伺いします。

【 A 】 貴社は株式公開企業ですか？

株式公開企業（東証一・二部、地方取引所、ジャスダック、マザーズ等を含む）
未公開企業

【 B 】 貴社は商法特例法上の「大会社」（資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上）
にあたりますか？

はい
いいえ

【 C 】 貴社の業種（主力の業務）を1つ選んでください。

| | | |
|-------------------|--------------------|---------------|
| 製造業〔加工組み立て〕 | 製造業〔素材業種〕 | 製造業〔医薬品・食品〕 |
| 建設業 | 卸売業・商社 | 不動産業〔含む不動産管理〕 |
| 金融・保険・証券業 | 運輸・倉庫業 | 電気・ガス・水道・熱供給業 |
| 研究所・コンサルティング・監査法人 | 情報通信・メディア・コンピュータ関連 | |
| 外食・旅行・消費者サービス | 小売業 | その他 |

セクション : コーポレート・ガバナンス改革全般について

【 Q 1 】 コーポレート・ガバナンス改革に関し、あなたのお考えに最も近いもの一つに 印をして下さい。

コーポレート・ガバナンス改革は、現在の日本企業の経営にとって最重要課題であり、
重点的な取り組みを進めるべきである

コーポレート・ガバナンス改革は、現在の日本企業の経営にとって重要な経営課題の一つ
であり、順次取り組みを進めていくべきである

コーポレート・ガバナンス改革は、現在の日本企業の経営にとっての主要経営課題ではなく、
別の角度からの経営改革を進めることが喫緊の課題であるとする

その他（回答用紙に具体的にご記入下さい）

【 Q 2 】 コーポレート・ガバナンス改革の目的・コンセプトとしては、何を重視すべきだと思いますか。（複数
回答可）

経営意思決定の質の向上

経営意思決定の迅速性の向上

経営意思決定の透明性の向上

企業グループとしての戦略性の向上

コンプライアンス（法令順守）体制の強化

CEO の暴走・独断専行の抑止、必要な場合の解任

その他（回答用紙に具体的にご記入下さい）

【Q3】商法改正で2003年度より、従来からの「監査役会型」と並んで、新たに「委員会等設置会社」の選択も可能になりました。貴社では現時点で、法的には どちらを選択されていますか？

「監査役会型」(従来型)

「委員会等設置会社」 この項目をご回答の場合は、【Q6】にお進みください。

【Q4】貴社が既に実施、または、近々実施予定のコーポレート・ガバナンス改革関連の取り組みには、どのようなものがありますか？(複数回答可)

さらに、選択した各項目については、既に実施したのか 実施予定かを お知らせください。

他企業の経営者や外部有識者から構成される [A 既に実施/ B 実施予定]

アドバイザーボード・経営諮問委員会の設置

執行役員制度の導入

[A 既に実施/ B 実施予定]

社外取締役の登用

[A 既に実施/ B 実施予定]

取締役会内での「指名委員会」「報酬委員会」等の設置

[A 既に実施/ B 実施予定]

監査役・監査役会の充実・機能強化(スタッフ増強、業務監査まで依頼等) [A 既に実施/ B 実施予定]

「重要財産委員会」の設置

[A 既に実施/ B 実施予定]

(注：取締役10人以上[うち社外取締役1人以上]の大企業が取締役会の決議で設置できる経営組織。3人以上の取締役に

構成し、取締役会を開かなくとも財産の譲与や処分を決定できる。)

「委員会等設置会社」への転換

[B 実施予定]

その他(上記以外の取り組み)(回答用紙に具体的にご記入下さい)

[A 既に実施/ B 実施予定]

特別な取り組みは実施していない、または近々実施する予定はない

【Q5】近々、委員会等設置会社に転換する予定は無い」という企業にお伺いします。それはなぜですか？(複数回答可)

既に独自にガバナンス改革を実践し、成果をあげているから

親会社の方針、又は100%子会社であるため

そもそも日本では「委員会等設置会社」形態は機能しない、或いは弊害の方が大きいから

相応しい社外取締役が見つからないから

どちらを選択すべきか検討中、又は まだしばらくは様子を見たいから

その他(回答用紙に具体的にご記入下さい)

セクション：「委員会等設置会社」の現状

* Q6、Q7は「委員会等設置会社」を選択された企業に伺います。

【Q6】「委員会等設置会社」を選択された理由はなんですか？（複数回答可）

意思決定の透明性の向上

経営責任の明確化

役員人事の透明化

経営者による違法行為の防止、コンプライアンスの強化

従来の「監査役会型」では経営監督機能が働かないから

グループ全体の経営と本社単体の経営の分離（単体経営は執行役、グループ経営は取締役が担当、等）

親会社の方針

その他（回答用紙に具体的にご記入下さい）

【Q7】「委員会等設置会社」に転換した結果、現時点でどのような影響を感じていますか。（複数回答可）

<比較的良い影響>

取締役会の議論が活発になった

取締役と執行役の役割分担が明確になった

意思決定のスピードが速くなった

経営計画・予算等の決定において、論理性や計画性を求められるようになった

社内事情や「しがらみ」が通用しなくなった

執行役に一層のコミットメントが求められるようになった

<比較的悪い影響、その他>

取締役間の意思疎通が悪くなった

取締役と執行部門との一体感が薄れた

意思決定のスピードが遅くなった

取締役と執行役の役割分担が錯綜・混乱した

まだ判断できない

その他（回答用紙に具体的にご記入下さい）

セクション：取締役・取締役会改革について他

* 以下、再び全ての企業に伺います。

**【Q8】貴社の取締役の人数は何人ですか？そのうち「社外取締役*」の人数は何人ですか？
その中で「独立取締役**」は何人いますか？また、「執行役員・執行役を兼務しない取締
役」は何人いますか？（人数は2004年2月1日現在でお答え下さい）**

- A 取締役の人数
- B 取締役のうち、「社外取締役*」の人数
- C 社外取締役のうち、「独立取締役**」の人数
- D 執行役・執行役員(事業部門責任者)を兼務していない取締役の人数

* この調査における「社外取締役」とは、「過去に貴社または子会社の取締役または社員として、貴社または子会社の業務執行を行ったことがない者」と定義します。

** この調査における「独立取締役」とは、「社外取締役のうち、貴社のコンサルティングをしていない、主要顧客・取引先ではない、役員の縁故者ではない、親会社の関係者でない等、貴社と直接的な利害関係がない者」と定義します。

【Q9】社外取締役がいらっしゃる企業のみご回答ください。貴社の社外取締役のご経歴・属性は何ですか？下記から選んでください。その人数もご回答下さい。（複数回答可）

親会社の関係者

同一企業グループ内の関係者

メインバンク等取引銀行の関係者

大株主である企業・機関投資家（生保等）の関係者

取引関係のある企業の関係者

取引関係のない企業の関係者

大学教授など学者

弁護士など法曹関係者

評論家・エコノミスト・経営コンサルタント等（監督官庁出身者を除く）

監督官庁出身者

公益団体等関係者

その他（回答用紙に具体的にご記入下さい）

**【Q10】社外取締役の登用が注目されています。日本企業で社外取締役を登用した場合、
企業経営に対してどのような効果が期待できると思いますか？（複数回答可）**

一般的な経営判断の合理性の確保

専門的視点からの経営判断へのアドバイス

意思決定のアカウンタビリティの向上

経営陣の人事・評価・報酬決定の透明性向上

選択肢続く

意思決定スピードの迅速化

社内取締役だけでは気付きにくい多様な視点の導入

株主を含む利害関係者（ステークホルダーズ）の要望・意見の吸収・反映

社内の違法行為・反倫理的行動に対するチェック機能強化

企業イメージの向上

その他（回答用紙に具体的にご記入下さい）

現時点ではわからない

【Q11】あなたご自身、要請があれば、他社の社外取締役を務めてみたいと思いますか？

はい（既に就任している場合を含む）

いいえ

【Q12】上記で「いいえ」と回答された方に伺います。その理由は何ですか？（複数回答可）

時間がない（自社の経営で手一杯、等）

責任が重過ぎる

報酬が少な過ぎる

他社の経営は分らない

株主代表訴訟の対象となりえる責任が生じることになり、負担が大きすぎる

その他（回答用紙に具体的にご記入下さい）

【Q13】さらなるコーポレート・ガバナンスの改革として、下のような項目が指摘されています。これらについて、日本企業でも実施したほうが良いと思うものは何ですか。（複数回答可）

取締役の独立性の強化（独立取締役の増員、執行兼務者の縮小等）

取締役会会長（議長）と CEO の分離（非兼務化）

社外取締役を取締役会の過半数にする

役員退職慰労金の廃止

役員報酬の個別開示

一定比率以上の株主に取締役の直接指名権を与える

その他（回答用紙に具体的にご記入下さい）

【Q14】その他、日本企業のコーポレート・ガバナンス改革に関するご意見を、ご自由にご記入下さい。（回答用紙 2 頁）

* ご協力ありがとうございました。